

病院職員が酒気帯び運転により検挙された事案について

飯田市立病院

1 事案発生時刻・場所等

平成29年5月4日（木）午前1時過ぎ 飯田市内

2 事案の概要

本人は友人と2人で市内の飲食店で、5月3日（水）午後9時30分頃から飲酒した。飲酒量はビールを中ジョッキ2杯であった。

4日（木）午前0時頃まで同店で飲酒し、タクシー代行で帰宅したが、自宅の約100m前でタクシー代行を終了し、自ら運転して帰宅したところを警察官に呼び止められ、飲酒呼気検査の結果0.15mgであり、酒気帯び運転の疑いで検挙された。

本人は、4日は日勤業務があり、午前8時30分から午後5時15分までの勤務を終え、帰宅後、午後6時30分頃、自宅から上司師長に電話で報告した。

報告が遅くなった理由として、4日は休日であり人手も少ないため、職場に迷惑がかかると本人が考えたため。

3 対応状況

本人から上司への報告を受けて、4日夜に関係者（院長、看護部長、副看護部長、病棟師長、庶務課長、庶務課人事係長等）を招集。

本人から事情聴取を行い、市関係部署（危機管理室、人事課、秘書広報課、議会事務局）への連絡を行い、即日報道各社へプレスリリースを行った。

【裏面あり】

職員の飲酒運転再発防止に向けた取組みについて

総務部

飲酒運転は人の生命に重大な結果をもたらすおそれのある行為であって、その撲滅に向けた社会的要請が一層高まっている中、住民の信託により公務を担う市職員が飲酒運転により検挙されたことは、一職員の不幸事に留まらず、市政全般の遂行に重大な支障をきたすことにつながる。

この度の事案を受け、職員の服務規律の確保を徹底するとともに、市民の信頼を損なう不幸事等を絶対に起こすことのないよう、再発防止に向けて次の取組みを行う。

- すべての職員が自分のこととして認識するため、各職場において飲酒運転撲滅に向けた話し合いを行い、取組みを宣誓書として作成し、執務室内に掲示する。（1週間以内実施）
- 全庁対象の交通安全講習会を実施するとともに、各所属長又は補佐が出席し、その内容を各所属での例会等で周知徹底する。
- あらゆる機会を通じて飲酒運転防止をはじめとする法令順守（コンプライアンス）のための啓発を実施する。